

主 文

本件再審査請求を棄却する

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成31年3月29日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成9年9月18日、A所在のB（以下「事業場」という。）に雇用され、甲板員として就労していた。
- 2 請求人は、平成30年10月15日、カニ籠に餌を入れる作業中、タンクに入っていた餌を数本まとめて取った時、左肩の辺りが痛み、数日経っても治らなかったとして、同年11月5日、C医療機関に受診し、「左肩腱板断裂、左外傷性肩関節周囲炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年8月5日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 「重激な業務」に当たるか否かについて

本件傷病を含む筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患については、労働基準法施行規則（以下「労基則」という。）別表第1の2第3号1に規定している「重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患」に当たる場合に、業務起因性が認められるところ、まず、重激な業務に当たるか否かを、以下検討する。

この点、実務的な取扱いでは、重激な業務とは、重量物を間断なく取り扱う港湾荷役作業等の重筋作業又はこれらに匹敵する程度の身体局所に過度の負担が急激にあるいは持続的に加わる業務をいうとされており、当該業務には港湾荷役作業、採石作業及び貨物取扱い作業が含まれるとされており、請求人が従事していたカニ漁や貝・エビ漁は例示されている作業には含まれていない。

また、労基則第18条7号に「重量物の取扱い等重激な業務」が有害業務として規定されているところ、当該業務とは「重量物を取り扱う（人力により、持ち上げ、運び又は下に卸す）作業であって、その対象物がおおむね30kg以上であるもの」との解釈が示されている（昭和43年7月24日基発第472号）ところ、請求人が従事していた業務は、請求人が主張しているところでも30kgを大幅に下回る5kgの餌が入ったタンク及び軽いもので7～8kg、重いものでは12～13kg程度のカニ籠を取り扱う業務であり、重量物には当たらない。

したがって、請求人は、業務起因性を判断する上で前提となる重激な業務には従事していなかったと認められるが、念のため、以下、本件傷病にかかる医師の意見について検討をする。

(2) 本件傷病にかかる医師の意見等について

本件傷病と請求人が従事していた業務との関係について、D医師は、要旨、「工作中的動作にて疼痛を自覚しており、因果関係を認める。」旨意見している。

これに対し、E医師は、「発症の機転を考えると障害の発生と作業との間に強い因果関係があるとはいえない。」旨意見し、加えて「主治医が認める因果関係とはあくまで仕事中に疼痛を自覚したということである。」旨意見している。

この点、上記のとおり、請求人は重激な業務に従事していたとは認められないこと、また、請求人は平成30年10月15日に本件傷病に係る痛みを自覚しているところ、「元々弱っていたところに力が加わって切れたのではないかと思う。」と申述している上、平成29年4月、同年5月及び平成30年10月に本件傷病と部位が近接している「左頸部捻挫・左上腕部挫傷」の傷病名で診療を受けていることを踏まえると、E医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示のとおり、請求人が従事していた業務と本件傷病との間に相当因果関係があるとはいえない。

したがって、本件傷病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月15日